

## 教育委員会規則の改正について(概要)

第19回定例教育委員会提出分(平成26年3月26日開催)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
I 教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直しに伴う改正				
	1	奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則	1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し ・保健体育課、文化財保存課及び文化財保存事務所の係を改編 ・福利課、学校支援課、教職員課、保健体育課、文化財保存課の事務分掌を改正	企画管理室
	2	奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則	2 教育委員会事務局における職の設置 ・保健主任及び保健主査の職を設置	企画管理室
	3	奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則	3 橿原考古学研究所の組織及び事務分掌等の見直し ・事業計画課及び企画課を改編し、企画部企画課、資料課を設置するとともに、分掌事務を改正 ・技術アドバイザーを設置 ・附属博物館に副館長を設置	文化財保存課
	4	奈良県立教育研究所管理運営規則	4 教育研究所の組織及び事務分掌等の見直し ・小中学校教育アドバイザリーチームと県立学校アドバイザリーチームを統合し、アドバイザリーチームを設置 ・参事及び主幹を設置	教育研究所
	5	奈良県教職員結核対策専門委員会規則	1 奈良県教職員結核対策専門委員会に係る事務の所管課の変更 ・保健体育課から教職員課に変更	保健体育課
II 県立中学校の新設に伴う改正				
	6	奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則	1 対象となる職員の追加 ・県立中学校(県立青翔中学校)が設置されたことに伴い、県立中学校に勤務する職員を追加	教職員課
	7	教職員の結核性疾患に関する取扱規則		保健体育課
III 学校教育法施行令の改正に伴う改正				
	8	学校教育法施行細則	1 障害の状態等の変化を踏まえた転学 ・特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定を整備	学校教育課
IV 教育職員免許法施行規則の改正に伴う改正				
	9	教育職員免許に関する規則	1 教育職員免許法附則第19項の規定に基づく教職員検定の願い出 ・教育職員免許法附則第19項の規定に基づき、幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を授与するための教職員検定の願い出について、規定を整備	教職員課

規則名	理由	要旨
奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し            (1) 保健体育課、文化財保存課及び文化財保存事務所の係の改編を行う。            (2) 福利課、学校支援課、教職員課、保健体育課、文化財保存課の事務分掌を改正する。            (第1条関係)</p> <p>2 教育委員会事務局における職の設置            保健主任及び保健主査の職の規定を追加する。            (第2条関係)</p> <p>3 檀原考古学研究所の組織及び事務分掌等の見直し            (1) 事業計画課及び企画課を改編し、企画部企画課、資料課を設置するとともに分掌事務を改正する。            (2) 考古学研究所に技術アドバイザーを置く。            (3) 附属博物館に副館長を置く。            (第3条関係)</p> <p>4 教育研究所の組織及び事務分掌等の見直し            (1) 小中学校教育アドバイザリーチームと県立学校アドバイザリーチームを統合し、アドバイザリーチームを設置する。            (2) 参事及び主幹を置く。            (第4条関係)</p> <p>5 施行期日            平成26年4月1日から施行する。            (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

**第一条** 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表保健体育課の項中「高校総体開催準備係」を「総務係、競技係」に改め、同表文化財保存課の項中「総務係」を「総務企画係、美術工芸・民俗文化財係」に改め、同表文化財保存事務所の項中「庶務係、」を削る。

第四条福利課の項第一号中「保健体育課」を「教職員課及び保健体育課」に改め、同条学校支援課の項第五号中「授業料」の下に「及び就学支援金」を加え、同条教職員課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

**八 労働安全衛生に関すること。**

第四条保健体育課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条文化財保存課の項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

**一 文化財の保存及び活用に係る企画調整に関すること。**

（奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

**第二条** 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第十五号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

**十六 保健主査**

第二条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

**十四 保健主任**

第四条の三の見出し並びに同条第一項及び第三項中「及び主査」を「、保健主任、主査及び保健主査」に改める。

（奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正）

**第三条** 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「調査部を置き」を「企画部及び調査部を置き、企画部に企画課及び資料課を」に改め、同条第二項中「、事業計画課及び企画課」を削る。

第三条中事業計画課の項及び企画課の項を削り、調査課の項の前に次のように加える。

#### 企画課

- 一 重要施策の企画調整及び推進に関すること。
- 二 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）に関する学術的及び専門的な調査並びに研究の成果の普及に関すること。
- 三 広報等情報発信に関すること。
- 四 市町村との連携に関すること。
- 五 発掘調査業務の契約に関すること。

#### 資料課

- 一 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関すること。
- 二 遺物の保存処理に関すること。

第三条調査課の項第一号中「遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）」を「遺跡等」に改める。

第五条第二号を次のように改める。

二 副所長 所長を補佐し、その命を受け、所務を処理する。

第五条に次の二項を加える。

- 2 考古学研究所には、前項に定めるもののほか、技術アドバイザーを置くことがある。
- 第五条の次に次の二項を加える。

**第五条の二** 技術アドバイザーは、所長を技術的に補佐し、その命を受け、特命事項を処理する。

第六条の二第二号中「次長」を「副館長、次長」に改める。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

**第四条** 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「次のチーム」を「アドバイザリーチーム」に改め、

「小中学校教育  
県立学校教育

アドバイザリーチーム  
を削る。

### アドバイザリーチーム

第三条の二中「チームの所掌事務は、次のとおり」を「アドバイザリーチームの所掌事務は、公立の小学校及び中学校並びに県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること」に改め、同条小中学校教育アドバイザリーチームの項及び県立学校教育アドバイザリーチームの項を削る。

第四条に次の一項を加える。

4 教育研究所には、前三項に定めるもののほか、参事及び主幹を置くことができる。

第五条の三の次に次の二条を加える。

(参事及び主幹の職務)

**第五条の四** 参事は、所長の命を受け、各部及びアドバイザリーチーム間の企画調整の事務を処理する。

2 主幹は、上司の命を受け、アドバイザリーチームの事務を処理する。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

改 正 案

現 行

（本庁の組織）

第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

課名	係名	略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、
文化財保存課	総務企画係、美術工芸・民俗文化財係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係	略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、
文化財保存事務所	事業係		文化財保存課	高校総体開催準備係
				総務係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係

（本庁の組織）

第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

課名	係名	略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、
文化財保存課	総務係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係	略	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、
文化財保存事務所	庶務係、事業係		文化財保存課	高校総体開催準備係
				総務係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係

（本庁の事務分掌）

第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

略

福利課

一 職員の福利厚生に関すること（教職員課及び保健体育課の所管に属することを除く。）。

二及び三 略  
学校支援課  
一〇四 略

（本庁の事務分掌）

第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

略

福利課

一 職員の福利厚生に関すること（保健体育課の所管に属することを除く。）。

二及び三 略  
学校支援課  
一〇四 略

改 正 案

現 行

五 授業料及び就学支援金に関すること。

六 略

教職員課

一～七 略

八 労働安全衛生に関すること。

九 略

保健体育課

一～五 略

文化財保存課

六 及び七 略

文化財保存課

二～十二 略

文化財の保存及び活用に係る企画調整に  
関すること。

五 授業料に関すること。

六 略

教職員課

一～七 略

八 略

保健体育課

一～五 略

七 及び八 略

文化財保存課

一～十一 略

六 職員の健康管理に関すること。

二 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>(設置する職員の職)</p> <p>第二条 法令に特別の定あるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。</p> <p>一～十三 略</p> <p>十四 保健主任</p> <p>十五 略</p> <p>十六 保健主査</p> <p>十七～二十四 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(設置する職員の職)</p> <p>第二条 法令に特別の定あるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。</p> <p>一～十三 略</p> <p>十四 略</p> <p>十五～二十二 略</p> <p>2～7 略</p>
<p>(係長、主任主査、保健主任、主査及び保健主査の職)</p> <p>第四条の三 係長、主任主査、保健主任、主査及び保健主査は、指導主事、社会教育主事、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。</p> <p>2 略</p>	<p>(係長、主任主査及び主査の職)</p> <p>第四条の三 係長、主任主査及び主査は、指導主事、社会教育主事、事務職員又は技術職員をもつてこれに充てる。</p> <p>2 略</p>
<p>3 主任主査、保健主任、主査及び保健主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>	<p>3 主任主査及び主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。</p>

三 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正（第三条関係）

改 正 案

（組織）

第二条 考古学研究所に企画部及び調査部を置き、企画部に企画課及び資料課を、調査部に調査課を置く。

2 前項に定める部に置く課のほか、考古学研究所に総務課を置く。

（分掌事務）

第三条

略

（組織）

第二条 考古学研究所に調査部を置き、調査部に調査課を置く。

2 前項に定める部に置く課のほか、考古学研究所に総務課、事業計画課及び企画課を置く。

（分掌事務）

第三条

略

事業計画課

- 一 広報等情報発信に関すること。
- 二 市町村との連携に関すること。
- 三 発掘調査業務の契約に関すること。

企画課

- 一 遺跡等に関する学術的、専門的調査及び研究の成果の普及に関すること。
- 二 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関すること。
- 三 遺物の保存処理に関すること。

企画課

一 重要施策の企画調整及び推進に関すること。

二 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）に関する学術的、専門的調査及び研究の成果の普及に関すること。

三 広報等情報発信に関すること。

四 市町村との連携に関すること。

五 発掘調査業務の契約に関すること。

資料課

一 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関すること。

二 遺物の保存処理に関すること。

	改 正 案	現 行
調査課	一 遺跡等の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。 二 略	一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びその指導に関すること。 二 略
（職員の職等）	第五条 考古学研究所の職員及び職務は、次のとおりとする。 一 略 二 副所長 所長を補佐し、その命を受け、所務を処理する。	第五条 考古学研究所の職員及び職務は、次のとおりとする。 一 略 二 副所長（管理担当） 所長を補佐し、その命を受け、管理及び調査研究に関する事務を処理する。 （博物館担当） 所長を補佐し、その命を受け、博物館に関する事務を処理する。
（職員の職等）	三〇十四 略	三〇十四 略
（技術アドバイザーの職務）	第五条の二 技術アドバイザーは、所長を技術的に補佐し、その命を受け、特命事項を処理する。	第五条の二 技術アドバイザーには、前項に定めるもののほか、技術アドバイザーを置くことがある。
（職員の職等）	第六条の二 一 略 二 副館長、次長、課長及び主幹 館長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。	第六条の二 一 略 二 次長、課長及び主幹 館長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。
（職員の職等）	三〇十 略	三〇十 略

四 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第四条関係）

改 正 案

現 行

第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所にアドバイザリーチームを置く。

第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所に次のチームを置く。

小中学校教育アドバイザリーチーム  
県立学校教育アドバイザリーチーム

第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のアドバイザリーチームの所掌事務は、公立の小学校及び中学校並びに県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関することとする。

第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のチームの所掌事務は、次のとおりとする。

小中学校教育アドバイザリーチーム  
公立の小学校及び中学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。  
県立学校教育アドバイザリーチーム

県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関すること。

（職員の職）

第四条 教育研究所の職員の職は、次のとおりとする。

（職員の職）  
第四条 教育研究所の職員の職は、次のとおりとする。

4 教育研究所には、前三項に定めるもののほか、参事及び主幹を置くことができる。  
2 及び 3 略

（参考及び主幹の職務）

第五条の四 参事は、所長の命を受け、各部及びアドバイザリーチーム間の企画調整の事務を処理する。

2 主幹は、上司の命を受け、アドバイザリーチームの事務を処理する。

規則名	理由	要旨
奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局内の所掌の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 庶務の改正 奈良県教職員結核対策専門委員会に係る庶務の所管課を、保健体育課から教職員課に変更する。 (第7条関係)</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教職員結核対策専門委員会規則（昭和二十八年六月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保健体育課」を「教職員課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(庶務)	(庶務)
改 正 案	現 行
第七条 専門委員会の庶務は、教職員課において処理する。	第七条 専門委員会の庶務は、保健体育課において処理する。

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	県立中学校（県立青翔中学校）が設置されたことに伴い、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、その職員の人事評価を実施するため、所要の改正をしようとするものである。	<p>1　目的の改正 奈良県教育委員会が行う人事評価の対象となる職員に、県立中学校に勤務する職員を追加する。 (第1条関係)</p> <p>2　施行期日 平成26年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項の規定に基づき奈良県教育委員会が行う県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項の規定に基づき奈良県教育委員会が行う県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p>	

規則名	理由	要旨
教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部を改正する規則	県立中学校（県立青翔中学校）が設置されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 定義の改正 県立学校教職員に、県立中学校に勤務する職員を追加する。 (第2条関係)</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部を改正する規則（案）

教職員の結核性疾患に関する取扱規則（昭和五十五年一月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「奈良県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

(定義)	現行	(定義)	現行
第二条 略		第二条 略	
一 県立学校教職員 奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員をいう。		二及び三 略	

規則名	理由	要旨
学校教育法施行細則の一部を改正する規則	<p>学校教育法施行令の改正に伴い、障害のある児童生徒等について、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その就学する学校を通知する手続を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 障害の状態等の変化を踏まえた転学 特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。 (第15条の3関係)</p> <p>2 様式の追加 第5号様式の2を追加する。</p> <p>3 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 平成26年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

学校教育法施行細則の一部を改正する規則（案）

学校教育法施行細則（昭和五十一年三月奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

（特別支援学校の就学該当者でないと思料されるものについての通知）

第十五条の三 令第六条の三第一項の規定によるその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適當であると思料するものがあるときの通知は、第五号様式の二によるものとする。

第十六条中「令第十一條」の下に「第一項」を加え、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者」を「認定特別支援学校就学者」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式の2

第  
年  
月  
日  
号

奈良県教育委員会 殿

学校名  
校長名  
印

特別支援学校の就学該当者でないと  
思料されるものについて（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下  
記のとおり通知します。

記

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年	月	日
部及び学年	部	第	学年
該当者でない と思料される 理由			
保護者氏名	〒		
現 住 所			
備 考	年	月	日（転出）

第六号様式「第11条」や「第11条第1項」と、「下記のとおり」や「学齢簿膳  
本を添えて、下記の者を認定特別支援学校就学者として」とある。

第七号様式の「及ぶ第へ号様式を次のものに改める。

#### 第7号様式の2及び第8号様式 削除

##### 註記

この規定は、平成11十六年四月一日からの施行である。

## 改 正 案

現 行

（特別支援学校の就学該当者でないと思料されるものについての通知）

**第十五条の三** 令第六条の三第一項の規定による、その住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときの通知は、第五号様式の二によるものとする。

## （特別支援学校の就学該当者の通知）

**第十六条** 令第十一條第一項（令第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定特別支援学校就学者についての通知は、第六号様式によるものとする。

## （特別支援学校の就学該当者の通知）

**第十六条** 令第十一條（令第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者についての通知は、第六号様式によるものとする。

## 第十八条 削除

## （区域外就学の依頼及び届出）

**第十八条** 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の区域外就学についての依頼は、第七号様式の二によるものとし、令第十七条の規定による区域外就学についての届出は、同条に規定する書面のほか第八号様式によるものとする。

規則名	理由	要旨
教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	<p>教育職員免許法施行規則の改正に伴い、保育士登録をしている者に対する幼稚園教諭免許状授与の特例制度が開始されるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教職員検定の願い出の改正            教育職員免許法附則第19項の規定に基づき、幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を授与するための教職員検定の願い出について、規定の整備を行う。            (第4条関係)</p> <p>2 様式の追加            第4号様式の2及び第7号様式の2を追加する。</p> <p>3 その他            所要の規定の整備を行う。</p> <p>4 施行期日            平成26年4月1日から施行する。            (改正附則関係)</p>

## 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十八条」の下に「、附則第十九項」を加え、同条第二号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第三号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加え、同条第四号中「第七号様式」の下に「。ただし、免許法附則第十九項による願い出にあつては、第七号様式の二」を加え、同条第八号中「証明書」の下に「（第四号様式。ただし、免許法附則第十九項による願い出にあつては、第四号様式の二）」を加える。

第五条第三号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第四号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加える。

第六条第二号中「履歴書」の下に「（第二号様式）」を加え、同条第三号中「宣誓書」の下に「（第三号様式）」を加え、同条第四号中「証明書」の下に「（第七号様式）」を加え、同条第五号中「証明書」の下に「（第八号様式）」を加え、同条第八号中「証明書」の下に「（第四号様式）」を加え、同条第九号中「証明書」の下に「（第十号様式）」を加える。

第十条第四号中「附則第三十一項」を「附則第三十五項」に改める。

第十三条中「附則第十四項」を「附則第十八項」に改める。

別表十三中「附則第三十一項」を「附則第三十八項」に、「看護婦養成施設」を「看護師養成施設」に改める。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

## 実務に関する証明書

氏名	生年月日	年 月 日 生
----	------	---------

施設名 ※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの名称	認可等年月日 ※認可外保育施設の場合は、設立年月日
--------------------------------	------------------------------

所在地 連絡先	電話( ) -
------------	---------

職名	良好な成績で勤務した期間	左記期間の実労働時間
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間

(上記期間のうち長期にわたって勤務しなかった期間（育児休業、休職、病気休暇、産前・産後休暇等の区分により記入すること。）

事由	勤務しなかった期間
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

上記の者は、本施設において上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日	所属長	印
年 月 日	実務等証明責任者	印

注 1 特例の対象と認められるには、3年かつ4、320時間以上の勤務期間が必要です。

2 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要です。

3 実務等証明責任者の区分

私立保育所（園）、私立幼稚園、私立認定こども園 ……当該施設の設置者（法人理事長等）

認可外保育所 ……当該施設の設置者

公立保育所（園）、公立認定こども園 ……所管課長等

公立幼稚園 ……市町村教育委員会等

都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ……都道府県教育委員会

国立大学法人施設 ……当該大学の学長

4 この証明書は、親展文書とします。

第七号様式の次に次の二様式を加える。

## 人物に関する証明書

勤務施設名

氏 名

年 月 日 生

年 月 日 所 属 長

印

上記の者は、教育職員として適当な人物であることを証明します。

上記のとおり証明します。

年 月 日

実務等証明責任者

印

注 1 実務等証明責任者の区分

私立保育所（園）、私立幼稚園、私立認定こども園 ……当該施設の設置者（法人理事長等）  
認可外保育所 ………………当該施設の設置者

公立保育所（園）、公立認定こども園 ………………所管課長等  
公立幼稚園 ………………市町村教育委員会等

都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ………………都道府県教育委員会  
国立大学法人施設 ………………当該大学の学長

2 この証明書は、複数文書とします。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案

現 行

（免許法による検定の願い出）

第四条 免許法第五条第一項、第三項若しくは第六項、第十七条、第十八条、附則第十九項又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与の規定による願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十七号までに掲げる書類は、必要のある場合に限る。

一 略

二 履歴書（第二号様式）

三 宣誓書（第三号様式）

四 人物に関する証明書（第七号様式。ただし、免許法附則第十九項の規定による願い出にあつては、第七号様式の二）

五・七 略

八 実務に関する証明書（第四号様式。ただし、免許法附則第十九項の規定による願い出にあつては、第四号様式の二）

九及び十 略

（施行法による交付の願い出）

第五条 施行法第一条の規定により普通免許状又は臨時免許状の交付を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一及び二 略

三 履歴書（第二号様式）

四 宣誓書（第三号様式）

五 略

（免許法による検定の願い出）

第四条 免許法第五条第一項、第三項若しくは第六項、第十七条、第十八条又は改正法附則第二十項若しくは第二十一項の規定により普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者及び第五条の二第三項の規定により新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号から第十号までに掲げる書類は、必要のある場合に限る。

一 略

二 履歴書

三 宣誓書

四 人物に関する証明書（第七号様式）

五・七 略

八 実務に関する証明書

九及び十 略

（施行法による交付の願い出）

第五条 施行法第一条の規定により普通免許状又は臨時免許状の交付を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号に掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一及び二 略

三 履歴書

四 宣誓書

五 略

改 正 案

現 行

(施行法による検定の願い出)

第六条 施行法第二条の規定により普通免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第八号及び第九号に掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一 略

二 履歴書（第二号様式）

三 宣誓書（第三号様式）

四 人物に関する証明書（第七号様式）

五 身体に関する証明書（第八号様式）

六 及び七 略

八 実務に関する証明書（第四号様式）

九 教科に関する証明書（第十号様式）

(検定による単位の修得方法)

第十条 次の各号に掲げる場合の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。

一～三 略

四 免許法施行規則第十一条の表備考第三号及び第十七条第一項の表備考並びに附則第三十五項

(検定による単位の修得方法)

第十条 次の各号に掲げる場合の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。

一～三 略

四 免許法施行規則第十一条の表備考第三号及び第十七条第一項の表備考並びに附則第三十一項

(免許外教科担任許可の申請)

第十三条 免許法施行規則附則第十八項に規定する申請書は、免許外教科担任許可申請書（第十四号様式）によるものとする。

別表

一～十二 略

十三 免許法施行規則附則第三十八項に規定する単位の修得方法

別表

一～十二 略

十三 免許法施行規則附則第三十一項に規定する単位の修得方法

(施行法による検定の願い出)

第六条 施行法第二条の規定により普通免許状又は臨時免許状の授与のための教育職員検定を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第八号及び第九号に掲げる書類は、必要ある場合に限る。

一 略

二 履歴書

三 宣誓書

四 人物に関する証明書

五 身体に関する証明書

六 及び七 略

八 実務に関する証明書

九 教科に関する証明書

## 改 正 案

略	類 状の種			受けよ うとす る免許
略	業 年度			設 の修 養成施 看護師
略				在 職 年数
略				修 得 最低 単位 数
略	科 目 す る に 関 教 科	数 含ま れな ければ な らない 科目 の単位	修 得 最低 単位 数	最 低修 得 单位 数 に 在 職 年数
略	科 目 す る に 関 教 職			
略	る 科 目 に 関 す は 教 科 又 教 職			

## 現 行

略	類 状の種			受けよ うとす る免許
略	業 年度			設 の修 養成施 看護婦
略				在 職 年数
略				修 得 最低 单位 数
略	科 目 す る に 関 教 科	数 含ま れな ければ な らない 科目 の単位	修 得 最低 单位 数	最 低修 得 单位 数 に 在 職 年数
略	科 目 す る に 関 教 職			
略	る 科 目 に 関 す は 教 科 又 教 職			

## 改 正 案

第4号様式の2

## 実務に関する証明書

氏 名		生年月日	年 月 日 生
-----	--	------	---------

施設名 ※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの名称	
--------------------------------	--

認可等年月日 ※認可外保育施設の場合は、設立年月日	
------------------------------	--

所在地 連絡先	電話 ( )	—
------------	--------	---

職 名	良好な成績で勤務した期間	左記期間の実労働時間
	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間
	年 月 日 から 年 月 日 まで	時間

上記期間のうち長期にわたって勤務しなかった期間（育児休業、休職、病気休暇、産前・産後休暇等の区分により記入すること。）

事 由	勤務しなかった期間
	年 月 日 から 年 月 日 まで
	年 月 日 から 年 月 日 まで
	年 月 日 から 年 月 日 まで

上記の者は、本施設において上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日 所属長 印

年 月 日 実務等証明責任者 印

- 注 1 特例の対象と認められるには、3年かつ4,320時間以上の勤務期間が必要です。  
 2 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要です。

- 3 実務等証明責任者の区分

私立保育所（認）、私立幼稚園、私立認定こども園 ……当該施設の設置者（法人理事長等）

認可外保育所 ………………当該施設の設置者

公立保育所（認）、公立認定こども園 ………………所管課長等

公立幼稚園 ………………市町村教育委員会等

都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ………………都道府県教育委員会

国立大学法人施設 ………………当該大学の学長

- 4 この証明書は、親展文書とします。

## 現 行

--

改 正 案

第7号様式の2

人物に関する証明書

勤務施設名

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、教育職員として適當な人物であることを証明します。

年 月 日

所 属 長

印

上記のとおり証明します。

年 月 日

実務等証明責任者

印

注 1 実務等証明責任者の区分

私立保育所（園）、私立幼稚園、私立認定こども園 ……当該施設の設置者（法人理事長等）

認可外保育所 ………………当該施設の設置者

公立保育所（園）、公立認定こども園 ………………所管課長等

公立幼稚園 ………………市町村教育委員会等

都道府県立施設（特別支援学校幼稚部） ………………都道府県教育委員会

国立大学法人施設 ………………当該大学の学長

2 この証明書は、親届文書とします。

現 行